

# 判例百選で学ぶ国際私法

道垣内正人 = 中西 康 = 竹下啓介 = 中村知里

**担当編集から** 『国際私法判例百選〔第3版〕』掲載の110件の判例に対して、設問とその詳細な解説を付した新しいタイプの演習書が刊行されました。検討中にうっかり目に入らないよう、設問は解説編と分けて問題編として独立して掲載しております。

法律学に限りませんが、インプットをして理解したようでもいざアウトプットをしてみると、その半分も書き出せないことがままあります。ぜひ本書の設問を実際に解いてみて、どのような点に注意をすべきであったのか等、解説と照らし合わせてお役に立ててください。もちろん傍らには判例百選をご準備ください。

本書は演習書ではありませんが、国際私法重要判例の規範の射程等も意識した、正確かつ深い理解を助けてくれる副読本としてもお読みいただけるかと思います。

余談ながら、本書のカバーは国際私法の対象を具体化したもので、とてもかわいらしいものとなっております。ぜひこちらもご注目ください。(井植)

**Point** 理解に資する、練られた設問が用意されています。

<p style="text-align: center;">I 総論</p> <p>(1) 法律関係の性質決定</p> <p>1事件 法律関係の性質決定</p> <p><b>Q1 原審判決と本判決における法律関係の性質決定</b></p> <p>原審判決（東京高判平成2年6月28日民集48巻3号84頁）は次の通り判示していた。</p> <p>「本件においては、本件不動産の相続人による承認が承認問題とされているのではなく、相続人に承認された本件不動産の持分を相続人が第三者に処分した行為の効力が問題とされている。相続に関する準拠法により不動産を共同相続した相続人が、分割前に他の共同相続人の承認なく、当該不動産に対する自己の持分のみを有効に処分できるか否かは、共同相続人相互間の関係に関する問題であるとともに、不動産に関する物権の得喪を目的とする法律行為の効力問題の一環として判断せられる事柄である。そこでは、相続関係者の立場にとどまらず、取引の安全すなわち第三者の利益の保護が考慮されなければならない。相続財産の取引であることから、相続問題はあたるとして、相続関係者の内部的法律関係を規律することを主眼とした法例25条（法例法36条）を適用することは、右の要請に適切に対応しうるものではない。」</p> <p>ところで、法例10条（法例法13条）は、物権問題については、目的物の所在法によると定める。その根拠は、物権関係はもともと物物の物理的・物質的利用に関する権利関係であるから、それに対しては目的物の所在法を適用するのが自然であり、これにより権利関係の目的を最も円滑かつ確実に達成できること、また、物権はもともと物に対する排他的支配たる本質をもつものであるから、第三者の利害関係に影響を及ぼすことが極めて大きく、第三者の利益を保護するという要請は、目的物の現実的所在地の法を適用するときに最も簡単に実現に満足せしめられること、以上の2点にあると解されている。</p> <p>法例25条（法例法36条）が適用される相続関係の範囲は、前記のように相続関係者の内部関係であり、他方、法例10条（法例法13条）が適用問題については所有権法によると定めている効力を享受すると、本件のように相続財産が第三者に処分された場合の効力の問題とされているときは、承認とある相続人の処分権の有無も含めて全体が物権問題に該当するものとして、法例25条（法例法36条）ではなく、法例10条（法例法13条）が適用されるものと解するのが相当である。</p> <p>そうだとすると、本件不動産の所在法である日本民法の規定により、相続人は、道</p>	<p style="text-align: right;">2事件 先決問題</p> <p>産分割前であっても、他の共同相続人の承認を要せずに各自の相続持分を売買することができるのであるから、本件売買契約は有効といふべきである。」（下略追加）</p> <p>これに対して、最高裁は、相続人の処分権の有無についてどのように性質決定したか。</p> <p><b>Q2 本件の事実関係とは異なる場合の処理</b></p> <p>本件とは異なり、Xらがその持分をYに売却しようとしていることを察知した他の共同相続人が、Xらに対して処分禁止を求める裁判を提起したような場合には、この請求は認められるか。</p> <p><b>Q3 物権準拠法としての日本法の適用</b></p> <p>本判決は、判官3段落目において、「日本法上、共同相続人が分割前の遺産を共同所有する法律関係は、基本的には民法249条以下に規定する共有としての性質を有するものとされ」と、日本の相続に関するルールに言及している。これは妥当か。</p> <p>2事件 先決問題</p> <p><b>Q1 最高裁が否定した考え方</b></p> <p>最高裁は、①「本問題の準拠法による」との考え方（本問題準拠法実法説）と②「本問題の準拠法が所属する国の国際私法が指定する準拠法による」との考え方（本問題準拠法所属国国際私法説）とを否定し、③「法廷地である我が国の国際私法により定まる準拠法による」との考え方（法廷地国際私法説）を採用する旨判示しているが、その理由を述べていない。①・②はどのような根拠に基づいて主張されたのか、それらによるどのような問題が生じてしまうのかを明らかにするとともに、③を採用する積極的な理由を述べよ。</p> <p><b>Q2 折衷説</b></p> <p>学説上、Q1の②と③とを場合によって使い分けるという折衷説（④）がある。これは、原則としては上記①によりつつ、例外的に②によるとし、その使い分けについては次のように述べている。</p> <p>「先決問題に含まれる事実関係が法廷地との準拠をほとんどないしは全く欠く場合、</p>
---	--

詳細は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。



— レベル — — 用途 — — 対象 —  
中級 上級 学習 学部 LS

2023年4月発売 / 294頁 / 定価3190円(税込)  
A5判 / 並裝

## 判例百選で学ぶ 国際私法

道垣内正人 中西 康 竹下啓介 中村知里 著



百選判例で  
ひも解く国際私法



『国際私法判例百選〔第3版〕』に掲載の判例を用いて、  
国際私法の規範を具体的に理解ができる、新しい演習書です。

有斐閣